

### **i** 畜産物出荷奨励補助金が 変わります！



補助の対象が山羊生産流通組合員から、「出荷計画に基づき、と畜する者」に変わります。「出荷計画書」を添えて、毎月10日までに申請してください。

- 対象者  
年間の出荷計画に基づき、豚と山羊を、と畜する者
- 申請期間  
毎月10日までに前月までの実績に基づき申請  
(10日休日の場合は休み明けまで)  
※必要書類：前月までのと畜証明書

■受付場所  
宮古島市役所農林水産部畜産課  
(総合庁舎3階) ☎ 79-7814



- 交付条件
- ① 宮古島市に住所を有する生産者であること
- ② 宮古島市で生産、肥育または販売される畜産物であること
- ③ 年間の出荷計画があること。
- ④ 宮古島市の公的義務  
(市税、負担金、使用料等の納付)の滞納がないこと

問 畜産課 ☎ 79-7814

### **i** 農業経営収入保険に関する お知らせ

リスクに備え、安心・安定の農業  
経営のため農業経営収入保険  
に加入しましょう。



「農業経営収入保険」は、自然災害、事故や病気、市場変動等により減少した農業収入を補填する国の制度です。

- 加入対象  
青色申請を行っている農業者(個人・法人)
- 対象加入  
自ら生産した農産物の販売収入全体
- 責任期間  
個人(1月～12月)、法人(事業年度の1年間)

お問合せ・加入申請先  
沖縄県農業共済組合 宮古支所 ☎ 72-4724

### **i** 固定資産税に関するお知らせ

#### 固定資産税の減免制度

- 対象 下記①～③に該当する方
- ①生活保護等の受給者
- ②公益のために直接専用する固定資産  
(有料で使用するものを除く)
- ③市の全部又は一部にわたる災害等により著しく価値を減じた固定資産
- 申請期限 納期限の7日前まで
- 申請方法 事由を証明する書類等を添付し、郵送または税務課窓口にて提出

\*減免の適用範囲等については、  
税務課資産税係までご連絡ください。

#### 固定資産(土地)の評価について

固定資産(土地)は、現況の地目によって  
評価・課税されます。

登記簿記載地目が畑や原野で記載されている場合でも、1月1日時点の使用状況に応じた地目で判断されます。

例えば、畑を耕作放棄等で畑としての利用状況がない場合、または、更地、駐車場、資材置場等で使用している場合は、雑種地(宅地比準)として地目認定され、評価額、固定資産税額が急激に上昇する場合があります。

#### 土地に係る固定資産税の負担調整措置

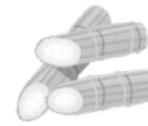
令和4年度限りの措置として、商業地等(負担水準が60%未満の土地に限る。)の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%(現行:5%)を加算した額(ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額。)とします。

問 税務課 資産税係 ☎ 72-3751  
(内線 2446、2450)



### **i** 夏植えサトウキビの農薬・有機質 肥料の購入に補助金があります

- 申請対象 農薬(病虫害防除用)および有機質肥料の購入費用
- 受付期間 4月25日(月)～5月20日(金)
- 申請書の配布及び提出先  
各地区の行政連絡員、農政課、JAおきなわ各資材店
- 補助金額 予算の範囲内で決定
- 資材の受取時期  
7月中旬頃から約1か月間を予定。  
決まり次第、新聞等でお知らせします。



- ※交付対象外  
・本市に住民登録がない方  
・公的義務に不履行がある方
- ※品目ごとに申請書が必要です。  
\*詳しくは下記まで問合わせください。



問 農政課 農産振興係 ☎ 79-7813

### **i** ボランティア清掃について お知らせ

- 申込の場所が変更となりました
- 現行 クリーンセンター内事務所
- ↓
- 変更後 宮古島市役所2階会議室①

- 申込方法
- 1. 宮古島市役所2階会議室①で申込書に記入し提出。
- 2. 申込書の用紙をFAXで送信する  
(市HPよりダウンロード可)
- ※清掃複数回分を申込書1枚でまとめて申し込むことは出来ません。

- 集めたゴミを無料で受け入れてもらうには  
環境保全課へ「宮古島市ボランティア清掃申込書」を事前に提出する必要があります。ご理解、ご協力の程よろしくお願ひします。
- ※回収・受入れ出来ないゴミもありますので、  
詳細は環境保全課までお問合せ下さい。

問 環境保全課 ☎ 79-5283

### **給** 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金

住民税非課税世帯およびコロナの影響で収入が住民税非課税相当となった世帯に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

- 支給対象世帯 ①または②に当てはまる世帯
- ① 令和3年12月10日(基準日)において、世帯全員が令和3年度の住民税非課税の世帯
- ② ①以外の世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯
- ※①②いずれも住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

- 支給手続き
- ①に該当する世帯…  
対象とみられる世帯には市から確認書を送付しました(2月下旬)。確認書が届いたら、3か月以内に市に返送してください。

- ②に該当する世帯…  
申請書・申立書に必要事項を記入して、添付書類(本人確認書類、振込先口座のわかる書類、収入額がわかる書類等)とともに福祉政策課臨時給付金担当に郵送又は直接窓口へ提出してください。
- ※申請書・申立書は市HPからダウンロード、または福祉政策課、各出張所にて配布。
- ※収入額がわかる書類は、令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票等の写しも可。

- 支給額 1世帯あたり10万円
- 支給時期 受付から3週間程度

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税相当限度額以下であることを指します。

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

詳細はホームページをご覧ください▶

問 福祉政策課 ☎ 73-1981

